

定期積金掛金の 口座振替契約をいただいている方へ

定期積金掛金の自動引き落としの取扱いについて、平成 24 年 12 月 22 日より変更いたしましたので、お知らせいたします。

【変更内容】

定期積金の掛込みの自動引き落としが、「当日⇒7 営業日」へ変更となりました。

これまでは、掛込日当日のみの引き落としでしたが、この変更により、掛込当日に引き落としができない場合でも、掛込日から 7 営業日の間に引き落とし口座へご入金いただくことで自動的に引き落とすことが可能となりました。なお、変更に関する組合員・利用者みなさまの手続きは必要ありません。

(注) 7 営業日を経過した場合は、その後、引き落とし口座へご入金いただいても、自動引き落としはできませんので、この場合は、翌月の掛込日までに、店頭等へお申し出の上、掛金の積立てをお願いします。なお、翌月の掛込日の前日までに、掛金の積立てがされなかった場合は、指定口座からの口座振替契約は解消となりますので、予めご了承ください。

詳細につきましては、支店窓口または、金融推進課にお問合わせください。

【お問い合わせ先】

金融推進課 TEL 082-831-5919